

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成29年規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条の2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則</u>（平成8年規則第37号）<u>第10条第2項</u>の規定による登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) <u>我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第2項</u>の規定による所得状況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) <u>我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第2項</u>の規定による現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(4) <u>我孫子市ひとり親家庭等の医療</u></p>	<p>第2条の2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則</u>（平成8年規則第37号）<u>第11条</u>の規定による登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) <u>我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則第12条第3項</u>の規定による所得状況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) <u>我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則第12条</u>の規定による現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(4) <u>我孫子市ひとり親家庭等の医療</u></p>

費の助成に関する条例施行規則第

15条第2項の規定による給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(5) **我孫子市ひとり親家庭等の医療**

費の助成に関する条例施行規則第

16条第1項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

第8条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人保護実施関係情報、**当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例**

費等の助成に関する条例施行規則

第13条第2項の規定による給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(5) **我孫子市ひとり親家庭等の医療**

費等の助成に関する条例施行規則

第14条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

第8条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人保護実施関係情報及び当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第11条及

(平成8年条例第30号) 第5条の医療費助成金の支給に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報」という。)

及び当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第11条及び第12条の規定による助成金の交付に関する情報(以下「子ども医療費助成実施関係情報」という。)とする。

第15条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の規定による子どものための教育・保育給付に係る認定(以下この条において「教育・保育給付認定」という。)に関する事務 次に掲げる情報

アからウまで 略

エ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもを監護若しくは養育する者に係る **ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報**

び第12条の規定による助成金の交付に関する情報(以下「子ども医療費助成実施関係情報」という。)とする。

第15条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の規定による子どものための教育・保育給付に係る認定(以下この条において「教育・保育給付認定」という。)に関する事務 次に掲げる情報

アからウまで 略

エ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもを監護若しくは養育する者に係る **我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年条例**

**第30号) 第5条の助成金の支給
に関する情報(以下「ひとり親
家庭等医療費等助成実施関係情
報」という。)**

(2)から(5)まで 略

(6) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定による子育てのための施設等利用給付に係る認定(以下この条において「施設等利用給付認定」という。)に関する事務 次に掲げる情報

アからクまで 略

ケ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもを監護若しくは養育する者に係る**ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報**

コ 略

(7)から(10)まで 略

(11) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務 次に掲げる情報

アからクまで 略

ケ 当該事業に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもを監護若しくは養育する者に係る**ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報**

コ 略

(2)から(5)まで 略

(6) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定による子育てのための施設等利用給付に係る認定(以下この条において「施設等利用給付認定」という。)に関する事務 次に掲げる情報

アからクまで 略

ケ 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもを監護若しくは養育する者に係る**ひとり親家庭等医療費等助成実施関係情報**

コ 略

(7)から(10)まで 略

(11) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務 次に掲げる情報

アからクまで 略

ケ 当該事業に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもを監護若しくは養育する者に係る**ひとり親家庭等医療費等助成実施関係情報**

コ 略

第17条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務とし、条例別表第2の15の項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 手当支給児童等に係る **ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報**

(4) 略

第18条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

ウ 手当支給児童等に係る **ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報**

エ 略

(2) 略

第19条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報

第17条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務とし、条例別表第2の15の項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 手当支給児童等に係る **ひとり親家庭等医療費等助成実施関係情報**

(4) 略

第18条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

ウ 手当支給児童等に係る **ひとり親家庭等医療費等助成実施関係情報**

エ 略

(2) 略

第19条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報

は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第2項**

の規定による登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 児童（**我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1号**

に規定する児童をいう。）に係る身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 受給資格者（**我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例**

第3条の受給資格者をいう。以下この条において同じ。）及びその扶養義務者等（受給資格者の配偶者又は民法第877条第1項に規定する扶養義務者で受給資格者と生計を同じくする者をいう。以下この条において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ウからキまで 略

ク 受給資格者の配偶者に係る厚生年金保険法（**昭和29年法律第115号**）による年金である給付

は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則第11条**

の規定による登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 児童（**我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例第2条第1項**

に規定する児童をいう。）に係る身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 受給資格者（**我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例**

第3条の受給資格者をいう。以下この条において同じ。）及びその扶養義務者等（受給資格者の配偶者又は民法第877条第1項に規定する扶養義務者で受給資格者と生計を同じくする者をいう。以下この条において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ウからキまで 略

ク 受給資格者の配偶者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

の支給に関する情報

ケ 受給資格者の配偶者に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給に関する情報

コからスまで 略

(2) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第2項**

の規定による所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第2項**

の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第15条第2項**

の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号カ、キ、コ、サ及びスに掲げる情報

(5) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項**

の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第20条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる

ケ 受給資格者の配偶者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

コからスまで 略

(2) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則第12条第3項**

の規定による所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則第12条第3項**

の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則第13条第2項**

の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号カ、キ、コ、サ及びスに掲げる情報

(5) **我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則第14条**

の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第20条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる

事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第8条の規定による登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
アからカまで 略

キ 助成対象者、子ども及び当該子どもと同一の世帯に属する者に係る **ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報**

(2)から(5)まで 略

事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第8条の規定による登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
アからカまで 略

キ 助成対象者、子ども及び当該子どもと同一の世帯に属する者に係る **ひとり親家庭等医療費等助成実施関係情報**

(2)から(5)まで 略

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。